6 小型機船底びき網漁業のうち地方名称自家用釣餌料びき網漁業 及び自家用釣餌料板びき網漁業の許可等に関する取扱方針

(趣 旨)

第1 小型機船底びき網漁業のうち地方名自家用釣餌料びき網漁業及び自家 用釣餌料板びき網漁業の許可及び起業の認可(以下「許可等」という。)の取扱 いについては、漁業の許可及び取締り等に関する省令及び福島県漁業調整規 則(以下「規則」という。)の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

## (制限措置)

- 第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおり とする。
  - (1) 漁業種類

小型機船底びき網漁業(地方名称 自家用釣餌料びき網漁業及び自家 用釣餌料板びき網漁業)

- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数 総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下
- (3) 推進機関の馬力数 申請のあった推進機関の馬力数以下
- (4) 操業区域
  - ア 地方名称自家用釣餌料びき網漁業にあっては、下表のとおりとする。 地方名称自家用釣餌料板びき網漁業にあっては、漁業の許可及び取締 り等に関する省令第75条第2項ただし書の農林水産大臣が指定する小 型機船底びき網漁業、海域及び期間(令和2年11月16日農林水産省告 示第2235号)の第2の2に規定する海域のうち、下表のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に 登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業	根拠地		操	業	区	域	
勿	来	第2号共同	漁業権漁	場及び別	又葉郡広里	野町といれ	つき市との
		境界点正東	の線以南	可福島県	県海面で非	共同漁業権	権漁場を除
		く海面					

小 浜	第4号、第6号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわ
	き市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権
	漁場を除く海面
小名 浜	第6号、第7号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわ
	き市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権
	漁場を除く海面
江 名 町	第8号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との
	境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除
	く海面
豊間	第 10 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市と
	の境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を
	除く海面
沼 之 内	第 12 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市と
	の境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を
	除く海面
四倉	第 14 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市と
	の境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を
	除く海面
久 之 浜	第 16 号、第 18 号共同漁業権漁場で水深 22 メートル以浅
	の海面及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線
	以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
富 熊	第 15 号、第 17 号、第 19 号共同漁業権漁場及び双葉郡広
	野町といわき市との境界点正東の線以北の福島県海面で
	第一種共同漁業権漁場を除く水深 22 メートル以浅の海
	面
請戸	第 17 号、第 19 号、第 21 号共同漁業権漁場及び双葉郡広
	野町といわき市との境界点正東の線以北の福島県海面で
	第一種共同漁業権漁場を除く水深 22 メートル以浅の海
	面
鹿島	第 19 号、第 21 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町とい
	わき市との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共
	同漁業権漁場を除く水深 22 メートル以浅の海面

磯	部	第 22 号、第 23 号、第 24 号、第 25 号、第 26 号共同漁業		
相馬原釜		権漁場及び双葉郡広野町といわき市久之浜町との境界点		
新	地	正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除		
		く水深 22 メートル以浅の海面		

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が 所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業 権漁場を除く。

## (5) 漁業時期

地方名称自家用釣餌料びき網漁業の操業期間は、周年。

地方名称自家用釣餌料板びき網漁業の操業期間は、9か月を限度とした下表の期間とする。

漁業根拠地	操業期間
小名浜	毎年3月1日~11月30日
四倉	毎年4月1日~12月31日
富熊、請戸、鹿島	毎年2月1日~10月31日
磯部、相馬原釜、新地	毎年3月1日~11月30日
その他	毎年1月1日~9月30日

(6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有する者

## (許可等の条件)

- 第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。
  - (1) 次に掲げる期間の時間帯は、操業をしてはならない。

毎年6月1日から9月30日までの期間:午後9時から午前2時までの時間

毎年 10 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの期間:午後 7 時から午前 4 時までの時間

- (2) 採捕したえびは、他に販売してはならない。
- (3) えび以外の水産動物が混獲された場合は、直ちに海中に投棄しなければならない。この場合、えび以外の水産動物が大部分を占め、明らかにえびの棲息海域とみなされない時は、直ちに当該海域から移動しなければならない。
- (4) 採捕できる1日当たりのえびの量は、死・活併せて 25kg を超えてはならない。
- (5) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。

- (6) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。
- (7) 船舶にブーム(漁撈、荷役支柱)を装備し又は積込んではならない。 (許可等をしない場合)
- 第4 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。
  - (1) えびを使用するつり、はえなわ漁業を営まない者より申請があったとき。
  - (2) 同一の者より2隻以上の申請があったとき。
  - (3) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があったとき。
  - (4) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があったとき。 ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあった日から 1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復し たと認められるときは、この限りでない。

(他県からの入会)

第5 福島県に住所を有せず、かつ、その住所の所在する都道府県の知事から 当該漁業の許可を受けた者が申請したときは、相互入会・その他漁業調整上 支障がない場合に限り、第4の(3)の規定にかかわらず、許可をする。

(茨城からの入会の場合)

- 1 制限措置
  - (1) 漁業種類

小型機船底びき網漁業(地方名称 自家用釣餌料びき網漁業及び自家 用釣餌料板びき網漁業)

- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数 総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下
- (3) 推進機関の馬力数 申請のあった推進機関の馬力数以下
- (4) 操業区域

いわき市小名浜下神白字番所 25-14 番所灯台中心点 (北緯 36 度 56 分 08 秒) から 90 度の線以南の共同漁業権漁場を除く福島県の海面

(5) 漁業時期

平潟・大津地区:毎年1月1日から9月30日まで その他の地区:毎年5月1日から9月30日まで

(6) 漁業を営む者の資格 茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けた者

## 2 許可等の条件

(1) 次に掲げる期間の時間帯は、操業をしてはならない。

毎年6月1日から9月30日までの期間:午後9時から午前2時までの時間

毎年 10 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの期間:午後 7 時から午前 4 時までの時間

- (2) 採捕したえびは、他に販売してはならない。
- (3) えび以外の水産動物が混獲された場合は、直ちに海中に投棄しなければならない。この場合、えび以外の水産動物が大部分を占め、明らかにえびの棲息海域とみなされない時は、直ちに当該海域から移動しなければならない。
- (4) 採捕できる1日当たりのえびの量は、死・活併せて 20kg を超えてはならない。
- (5) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。
- (6) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。
- (7) 船舶にブーム(漁撈、荷役支柱)を装備し又は積込んではならない。
- (8) 船舶の両側を10センチメートルの幅で帯状に朱色で塗装しなければならない。

附則

- 1 この方針は、令和3年1月29日から施行する。
- 2 小型機船底びき網漁業のうち地方名称自家用釣餌料びき網漁業及び自家 用釣餌料板びき網漁業の許可等に関する取扱方針 (昭和 51 年 9 月 1 日) は廃 止する。

附則

この方針は、令和5年5月16日から施行する。